

第1章 田原市の「緑」の評価の視点

1. 緑の機能

平成8年建設省（当時）が打ち出した「グリーンプラン2000」においては、都市における緑地の機能には大きく、以下の4つがあるとされている。

- ① **環境保全**：都市内の環境を維持、改善する機能、生物の生育・生息空間。
- ② **防災機能**：延焼防止や災害時の避難場所など。
- ③ **景観形成機能**：自然景観・田園景観の構成要素、都市景観に風格を与える要素。
- ④ **観光・レクリエーション機能**：散策・自然学習、休養・休息の場、運動・遊びの場など。

田原市の「緑」の今後のあり方を考えていく上で、こうした都市の緑地に求められる機能として現状を評価し、そこから課題を抽出することが重要である。

2. 「緑」に求められる機能の社会的背景

2-1. 国の施策から

環境問題の高まりを踏まえ、国は平成6年「緑の政策大綱」を制定し、緑豊かな国土の形成を図る上で、特に緑の多様な機能を活かした生活環境づくりを推進することで、国民の身近な緑に対するニーズの高まりに対応することとした。そのため生活者重視の視点に立って、緑の保全、創出、活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図ることを打ち出した。

その施策の基本的方向は以下の4つである。

- ① 緑の保全と創出による自然との共生
- ② 緑豊かでゆとりとうるおいのある快適な環境の創出、美しい景観の形成
- ③ 緑を活用した多様な余暇空間づくりの推進
- ④ 市民の参加、協力による緑のまちづくりの推進

つまり「緑の政策大綱」の方向性から見た、田原市の「緑」の評価視点は以下の4つである。

- ① 生態系の保全
- ② 生活環境の保全、景観形成
- ③ レクリエーション空間
- ④ 市民参加

ゆえに、これらの大きな基本的方向性に対応した評価の視点も必要と考えられる。

また、平成15年「美しい国づくり大綱」が制定され、その基本的考え方として、①地域の個性重視、②美しさの内部目的化、③良好な景観をまもるための先行的、明示的な措置などが示された。平成17年にはいわゆる「景観緑三法」が全面施行され、「地域の個性を活かした、美しい景観形成」に対する要望は非常に高まっていることから、田原市の緑が、現在どのような景観を構成しているかは重要な評価視点となる。

2-2. 広域圏の地域形成

田原市を含む東三河地方の地域づくりの方向性を見ると、「東三河地方拠点都市地域基本計画」において、地域の基本目標として「21世紀のライフスタイルをリードする生活の都」を掲げ、以下のような重点的な整備方針を打ち出している。この方針に対して、「緑」が果たすことのできる役割を図2-2-1に示した。

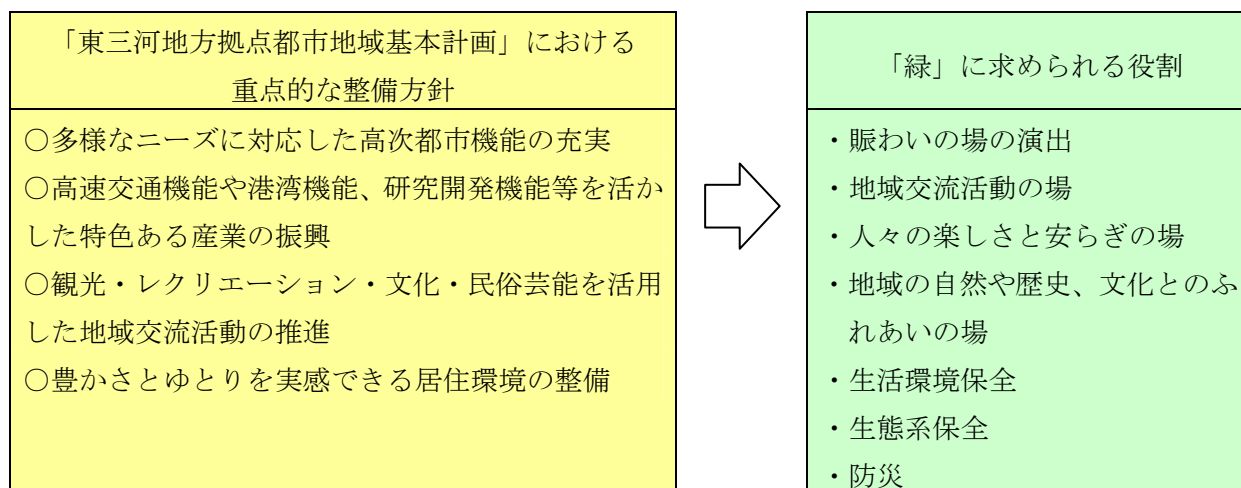


図2-2-1 「東三河地方拠点都市地域基本計画」の重点的な整備方針に対する緑の役割

さらに、地域別の整備方針の中で、田原市を含む臨海地域として以下のような方針を上げている。この方針に対して、「緑」が果たすことのできる役割を図2-2-2に示した。

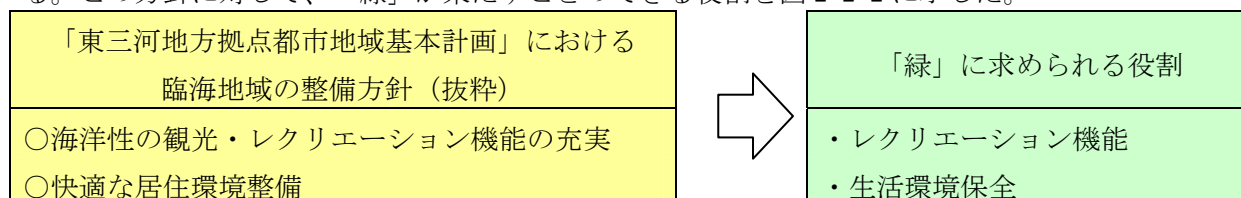


図2-2-2 「東三河地方拠点都市地域基本計画」の臨海地域整備方針に対する緑の役割

2-3. 田原市の将来像から求められる機能

田原市は、「総合計画」の中で将来都市像を「うるおいと活力のあるガーデンシティ」と定め、この将来都市像を達成するために、4つの「都市構造重点テーマ」と6つの「施策の大綱」を定めている。

この将来都市像における「うるおい」とは、旧田原町・旧赤羽根町・旧渥美町の特徴としての豊かな自然などを意味し、「活力ある」とは、自治体として、また、田原市における経済や住民生活が充実したものであることを意味している。また、ガーデンシティというイメージは、豊かな自然環境、農業・工業などの生産の場、生活空間が調和して、持続可能となるようにデザインされた理想都市をイメージしている。

その将来目標を達成するために、「緑」に求められる役割を図2-3-1に整理した。

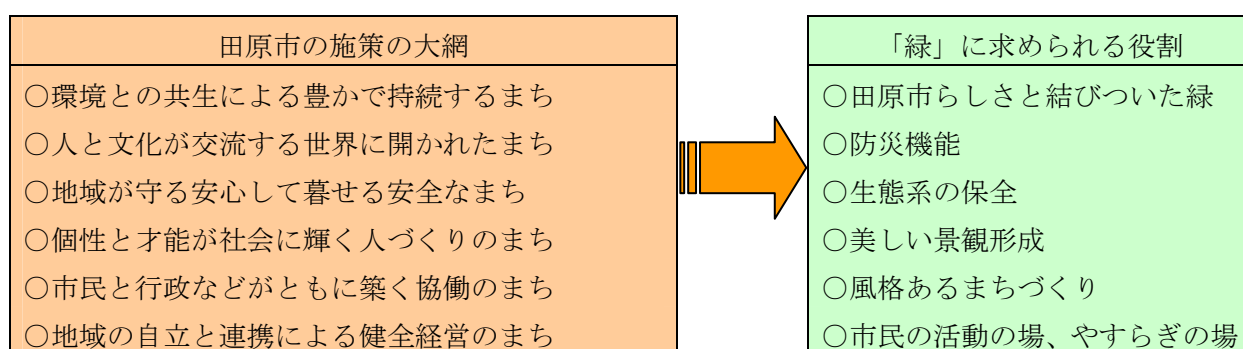


図 2-3-1 「田原市総合計画」の施策の方向性に対する緑の役割

2-4. 田原市の自然環境・緑地の評価視点

都市の緑地の機能をベースに、緑地の保全や活用に対する社会的背景や、田原市を含む広域圏の地域づくりの方針及び田原市の将来都市像の実現のために緑に求められる役割を考慮して、田原市の「緑」の評価の視点を以下のように整理した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①環境保全：大気保全、水質保全、水源かん養、生活環境保全、生態系の維持保全
生態系の多様性を高める ②景観形成：骨格となる景観、田原市を印象づける景観 ③レクリエーション・観光：日常レクリエーションの場、広域レクリエーションの場、
レクリエーション活動の実施 ④防災：自然災害防止、火災延焼の防止、避難地・避難経路 |
|--|